この要項の施行の日前に、この要項による改正前の熊本県創業者支援資金融資制度要 項の規定により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第360号

熊本県中核企業育成資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。 平成 15 年 4 月 2 日

> 熊本県知事 潮 谷 子 義

熊本県中核企業育成資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県中核企業育成資金融資制度要項(平成10年熊本県告示第304号)の一部を次のよ うに改正する。

第3条第3項中「300パーセント」を「400パーセント」に改める。

第4条中「住友銀行」を「三井住友銀行」に「大和銀行」を「りそな銀行」に改める 第6条第1号中「製造業を営む企業」を「新製造技術分野、情報通信関連分野、環境関 連分野、バイオテクノロジー関連分野及び医療・福祉関連分野に係る事業を営む企業」に

第6条第1号ア中「50人」を「30人」に改め、同号中イを削り、ウをイとする。

第8条第1項中「及び市町村税」を削る。

則 附

- この要項は、告示の日から施行する。この要項の施行の日前に、この要項による改正前の熊本県中核企業育成資金融資制度 要項の規定により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第361号

熊本県中小企業短期資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。 平成 15 年 4 月 2 日

> 熊本県知事 義 子 潮 谷

熊本県中小企業短期資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県中小企業短期資金融資制度要項(昭和49年熊本県告示第449号の2)の一部を次 のように改正する。

第3条第3項中「400パーセント」を「第6条第1号の規定に係る融資を対象に900パー

セント以上、第6条第2号の規定に係る融資を対象に600パーセント」に改める。 第4条中「前条第2項の取扱金融機関は」の次に「、第6条第1号の融資にあっては」 を加え、「信用組合」を「信用協同組合」に、「大和銀行」を「りそな銀行」に「県内支店とする。」を「県内支店とし、第6条第2号の融資にあっては、県内に本店を有する銀行、 信用金庫及び信用協同組合並びに商工組合中央金庫熊本支店とする。」に改める。

第6条中「季節的な資金及び短期的な運転資金を必要とする者とする。」を「次の各号 のいずれかに該当するものとする。」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1)季節的な資金及び短期的な運転資金を必要とする者
- (2) 県から中小企業総合事業団法 (平成 11 年法律第 19 条) 及び熊本県中小企業高度化 資金貸付要項(平成2年熊本県告示第816号)に基づく資金(以下「高度化資金」と いう。)の貸付けを受けようとする組合であって、高度化資金の交付前に建設用地の先 行取得等のためにつなぎの資金を必要とするもの

第7条第1号中「1000万円以内」の次に「(前条第2号に係るものについては、高度化 資金貸付予定額以内で、5000万円に組合員数を乗じて得た額に1億円を加えた金額以内)」 を加える。

第7条第2号中「季節的に必要な運転資金」を「季節的及び事業経営に必要な短期の運 転資金(前条第2号に係るものについては、高度化資金の交付前に建設用地の先行取得等のために必要なつなぎ資金)を必要とする者」に改める。 第7条第4号中「6月以内」の次に「(前条第2号に係るものについては、貸付の日から

高度化資金の交付を受ける日までの期間)」を加える。

第7条第8号中「又は協会」を削る。

第9条見出し中「審査」の前に「あっせん及び」を加える。

第9条中「行うものとする。」の次に「ただし、第6条第2号に係る融資にあっては、 取扱金融機関は、別に定める協議書により県と協議のうえ必要な審査を行うものとする。」 を加える。

附

- この要項は、告示の日から施行する。 この要項の施行の日前に、この要項による改正前の熊本県中小企業短期資金融資制度 要項の規定により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第 362 号

熊本県貿易振興資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。 平成 15 年 4 月 2 日

熊本県知事 義 子 潮 谷

熊本県貿易振興資金融資制度要項の一部を改正する要項